

告 示

埼玉県告示第七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年一月二十七日

埼玉県知事 大野元裕

一 施行者の名称

春日部市

二 都市計画事業の種類及び名称

春日部都市計画道路事業三・四・三十一号春日部駅東西連絡道路

三 事業施行期間

令和八年一月二十七日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

イ 収用の部分

埼玉県春日部市粕壁東一丁目、南一丁目地内

ロ 使用の部分

埼玉県春日部市粕壁東一丁目、粕壁一丁目、南一丁目地内